

## 介護保険事業計画における進捗管理の考え方

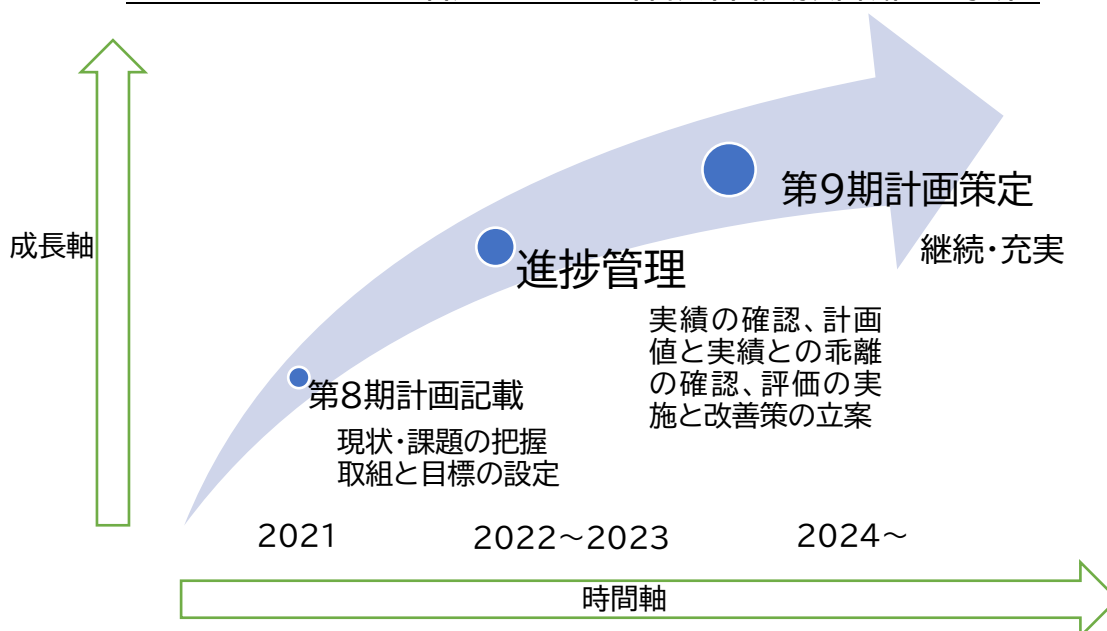
### 【介護保険事業(支援)計画に記載する「取組と目標」の進捗管理について】

(「取組と目標」の進捗管理について「取組と目標」の進捗管理について(介護保険法第117条、第118条)

- 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成29年度)により、自立支援、介護予防・重度化防止、介護給付適正化に関する「取組と目標」が、介護保険事業(支援)計画の必須記載項目となり、計画に記載した「取組と目標」については、都道府県及び区市町村がその達成状況を自己評価することにより進捗管理を実施することとなっています。
- 「取組と目標」についての自己評価結果については、区市町村は都道府県に、都道府県は国にそれぞれ報告するとともに、各自治体はその公表(外部委員を含む会議体で議論し、関係者間で考え方等を共有することが重要)に努めることとなっています。

<進捗管理の目的>

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて  
PDCAサイクルを活用しながら保険者(支援)機能を強化



### 【保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金について】

高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や、都道府県による保険者支援のPDCAサイクルによる取組の一環として、自治体への財政的インセンティブとして、区市町村や都道府県のような取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、区市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための「保険者機能強化推進交付金」が創設されています。さらに令和2年度からは、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、「介護保険保険者努力支援交付金」(社会保障の充実分)が創設され、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより、配分基準のメリハリ付けが強化されています。

年度ごとに評価項目は見直されており、令和5年度では、第9期計画に向けた策定に向けた取組やリハビリテーションの視点での取組などが追加されています。

なお、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の取組状況については、「見える化」を着実に実施する観点から、区市町村の指標ごとの得点獲得状況が、厚生労働省のホームページに掲載されています。